

### ③ 廊下・階段・エレベーター

\* ページ上段の建築物の写真や評価等はサンプルです。

\* サンプルを参考にしながら、次ページ掲載の評価項目に沿って実際の調査対象施設の評価を行ってください。全ての評価が終わったら、ページ下段の「評価結果」に調査対象施設の評価を書き込み、施設改善に向けて活用してください。

#### 大規模複合施設



左からエレベーター、階段、エスカレーター



エスカレーター部分

	0	1	2	3
公平				
簡単				
安全				
機能				
快適				

#### 《総合評価》

利用者に応じた対応はされているが、スマートなデザインとはいえない。

#### 《工夫されている点》

○垂直移動手段の選択肢が横並びに配置されている。

○エスカレーターに屋根が設置されている。

#### 《努力が求められる点》

○移動手段を選びやすくするため、エレベーターとエスカレーターは接近して設置することが望ましい。

○大きな階段が与える心理的な圧迫感を和らげる工夫が必要である。

### 評価結果

#### 評価施設概要

- ・ 名称 \_\_\_\_\_
- ・ 住所 \_\_\_\_\_
- ・ 施設用途 \_\_\_\_\_
- ・ 施設利用者( \_\_\_\_\_ )

	0	1	2	3
公平				
簡単				
安全				
機能				
快適				

5つの視点それぞれについて0～3のいずれかにチェックを入れてください。  
\* 1以上 = 東京都福祉のまちづくり条例整備基準適合

#### ● 総合評価

#### ● 工夫されている点

#### ● 努力が求められる点

- ・ すぐに改善が可能な点

- ・ 長期的に改善が必要な点

- ①チェックその1：東京都福祉のまちづくり条例施行規則で定められている整備基準に適合しているかどうかをみてください。  
措置欄の網掛け（<>）部分に該当すると、基準適合外があるということになります。  
基準と同等以上の代替措置があれば、その内容を代替措置欄に記入してください。
- ②チェックその2：ユニバーサルデザイン的な配慮がなされているかをみてください。  
5つの視点それぞれについて総合評価をだしてください（0～3のいずれかに○をつけてください。）。
- ③左ページ下段に評価結果を記入してください。

チェックその1：東京都福祉のまちづくり条例整備基準適合チェック

整備項目	整備内容	措置	代替措置	
廊下 (屋内通路)	(1) 有効幅(1.4m以上*) 1.2m以上とした場合の車いすの転回できる部分	m 有 無		
	(2) 段差の有無	有 無		
	の 傾 斜 路 を 設 け て い る 場 合 の 構 造	ア 高さ	c m	
		イ 有効幅(1.2m以上*)	m	
		ウ こう配(屋内1/12以下*)	1 /	
		エ 高さ75cm 超の場合の踊り場(1.5m以上)	有 無	
		オ 手すり	有 無	
		カ 床表面の滑りにくい仕上げ	有 無	
		キ 側壁又は立ち上がりの設置 ク 傾斜路の面の識別への配慮	有 無	
	(3) 床表面の滑りにくい仕上げ	有 無		
階 段	(1) 主要な階段の回り段	有 無		
	(2) 手すり	有 無		
	(3) 床表面の滑りにくい仕上げ	有 無		
	(4) 踏 面	ア 識別への配慮 イ つまづきにくい構造	有 無 有 無	
	(5) 点状ブロック(警告用)の敷設、注意喚起の有無 設けた設備等( )	有 無		
エレベーター	設置基数	基		
	(1) かごの大きさ (床面積5000㎡超：13人乗り以上・5000㎡以下：11人乗り以上*)	人乗り		
	(2) 出入口有効幅(含昇降路) (床面積5000㎡超：90cm以上・5000㎡以下及び共同住宅等：80cm以上)	c m		
	(3) 高齢者、障害者等が支障なく利用できる構造の設備	ア 車いす兼用エレベーターに関する標準に定める付加仕様に関する配慮	有 無	
		設けた設備等( )	有 無	
		イ 視覚障害者兼用エレベーターに関する標準に定める配慮	有 無	
設けた設備等( )				
(4) 乗降口ビーにおける車いすの転回できる構造	有 無			

\*のあるものは、緩和基準を設けています。詳細については、「東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」(P38、P42、P46)を参照してください。

総合評価にはチェック欄の結果から考慮して適当な評価基準にをつけてください。  
チェックその1の項目が満たされていれば1以上になります。

チェックその2：ユニバーサルデザイン度チェック

各視点の空欄には調査建築物独自の特徴等を記入してください。

	留意点	チェック欄	総合評価
公 平	廊下には、段差を設けない。やむを得ず段差が生じる場合は、段のある近くに、傾斜路や昇降機を設ける。		0・1・2・3
	だれもが利用できるエレベーターを1以上設ける。		
	視覚障害者誘導用ブロックは、乗降ボタンや触知図まで適切に敷設する。		
簡 単	目的となる部屋等に適切に誘導できるよう、分かりやすい案内板等を適切に設ける。		0・1・2・3
	廊下の配置は、単純で分りやすいものとする。		
安 全	廊下や階段の両側に連続して、手すりを設置する。		0・1・2・3
	廊下等の床は滑りにくい仕上げとし、段には滑り止めなどを設置する。		
	段やこう配の部分では、容易に段等を認識できるように、色・明度・仕上げ等の差に配慮し、照明は安全に通行できるように十分な明るさを確保する。		
	階段や傾斜路には、落下防止のために両側に立ち上がりを設ける。 階段や傾斜路などに視覚障害者誘導用ブロック(警告用)を適切に敷設する。 防火戸を設ける場合、分かりやすい配置にし、車いす使用者等の通行が可能な構造とする。		
機 能	廊下や階段の幅は、歩行者同士がすれ違いやすい幅を確保する。		0・1・2・3
	廊下や階段の手すりは、利用者が使いやすいよう2段とする。		
	廊下、乗降口ビー、エレベーターのかご内など、車いす使用者が回転することができる空間を確保する。		
	エレベーター乗降口ビー及びかご内には、だれもが操作しやすい位置に操作ボタン等を設置する。		
	エレベーターのボタンは、ボタン操作時に音声と光で反応する等、ボタン操作への応答が視覚と聴覚で分るものとする。 同一建築物内のエレベーターの操作盤等のボタンの配置は、統一する。		
快 適	エレベーターは、主要な出入口からだれもが容易に確認できる位置に設置する。		0・1・2・3
	乗降口ビーの扉は、周囲の壁と異なる色とする等、識別しやすいものとする。		
	建築物の用途や規模に応じて適切な大きさのエレベーターを複数設置するなど、車いすやベビーカーを使用する人も含め、だれもが短い待ち時間で利用できるようにする。		